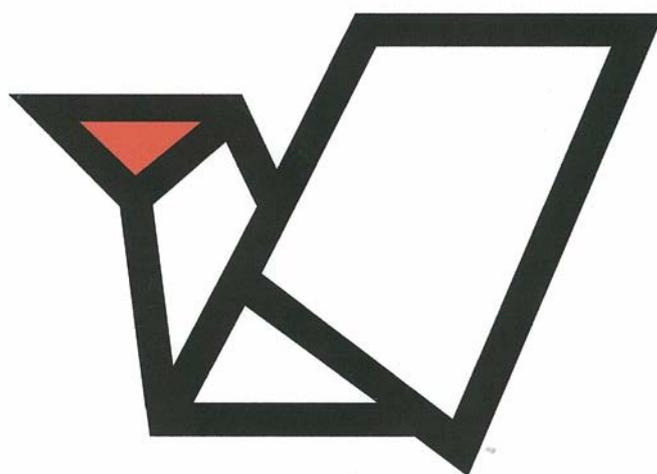


平成29年
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会
第2回定例会



平成29年8月28日

平成29年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会会議録

平成29年8月28日（月曜日）

（目次）

| | |
|--|----|
| 議事日程・場所 | 1 |
| 付議事件 | 1 |
| 出席議員の氏名 | 2 |
| 説明のため出席した者の職氏名 | 2 |
| 職務のため出席した書記の職氏名 | 2 |
| 臨時議長の選出 | 3 |
| 開会 | 3 |
| 広域連合長開会挨拶 | 3 |
| 仮議席の指定 | 4 |
| 議長の選挙 | 4 |
| 副議長の選挙 | 5 |
| 議会運営委員会委員の選任 | 5 |
| 休憩 | 6 |
| 再開 | 6 |
| 正副委員長互選の報告 | 6 |
| 議席の指定 | 6 |
| 会議録署名議員の指名 | 6 |
| 会期の決定 | 6 |
| 諸般の報告 | |
| ・例月現金出納検査（平成29年1月分から平成29年6月分まで）の結果について | 7 |
| 一般質問 | |
| ・有村俊彦議員 | 7 |
| ・加山広域連合長 | 8 |
| ・有村俊彦議員 | 9 |
| ・柳澤事務局長 | 9 |
| ・白井正子議員 | 10 |
| ・加山広域連合長 | 12 |
| 議案上程 | |
| 認定第1号 平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算 認定について | |
| 提案理由説明 | |
| ・柳澤事務局長 | 13 |
| 反対討論 | |
| ・白井正子議員 | 14 |
| 採決 | 15 |
| 認定第2号 平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会 計歳入歳出決算認定について | |
| 提案理由説明 | |
| ・柳澤事務局長 | 15 |
| 議案関連質疑 | |
| ・白井正子議員 | 16 |
| ・加山広域連合長 | 17 |

| | |
|---|----|
| ・白井正子議員 | 19 |
| ・柳澤事務局長 | 19 |
| 採決 | 19 |
| 同意第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求める ことについて | |
| 提案理由説明 | |
| ・柳澤事務局長 | 20 |
| 採決 | 20 |
| 陳情第3号 後期高齢者医療保険料の特例軽減の見直しの中止を求める意見書提出と、 県として軽減措置を講じることを求める陳情 | |
| 議会運営委員会へ付託 | 20 |
| 休憩 | 21 |
| 再開 | 21 |
| 陳情第3号 後期高齢者医療保険料の特例軽減の見直しの中止を求める意見書提出と、 県として軽減措置を講じることを求める陳情 | |
| 委員会報告 | 21 |
| 賛成討論 | |
| ・白井正子議員 | 21 |
| 採決 | 22 |
| 閉会中継続審査 | 22 |
| 議決事件の字句及び数字等の整理 | 22 |
| 広域連合長閉会挨拶 | 22 |
| 閉会 | 23 |
| 議決結果 | 24 |
| 会議録署名 | 24 |

(資料)

| | |
|---------|---|
| 定例会資料 | <ul style="list-style-type: none"> ・議員名簿 ・議席表 ・諸般の報告 ・議案書 |
| 議場配付資料① | <ul style="list-style-type: none"> ・議事日程表 (第1号) ・議事日程表 (第2号) ・議会運営委員会委員名簿 (案) |
| 議場配付資料② | <ul style="list-style-type: none"> ・諸般の報告 ・質問発言通告表 ・監査委員の選任について ・陳情文書表及び陳情書 |
| 議場配付資料③ | <ul style="list-style-type: none"> ・委員会審査報告書 ・議事日程表 (第3号) ・継続審査申出書 |

○議事日程・場所

平成29年8月28日 午後2時30分 開会
於：神奈川県高相合同庁舎 4階大会議室

- 日程第 1 . 臨時議長の選出
- 日程第 2 . 広域連合長挨拶
- 日程第 3 . 仮議席の指定
- 日程第 4 . 選挙第1号 議長の選挙
- 日程第 5 . 選挙第2号 副議長の選挙
- 日程第 6 . 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 7 . 議席の指定
- 日程第 8 . 会議録署名議員の指名
- 日程第 9 . 会期の決定
- 日程第 10 . 諸般の報告
- 日程第 11 . 一般質問
- 日程第 12 . 認定第1号 平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 13 . 認定第2号 平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 14 . 同意第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 15 . 陳情第3号 後期高齢者医療保険料の特例軽減の見直しの中止を求める意見書提出と、県として軽減措置を講じることを求める陳情
- 日程第 16 . (追加) 閉会中継続審査

○付議事件

- 認定第1号 平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について
- 認定第2号 平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 同意第1号 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 陳情第3号 後期高齢者医療保険料の特例軽減の見直しの中止を求める意見書提出と、県として軽減措置を講じることを求める陳情

○出席議員（19人）

| | | | | | | | |
|-----|----|----|-----|----|---|---|---|
| 1番 | 黒川 | 勝 | 11番 | 渡 | 辺 | 光 | 一 |
| 2番 | 洪谷 | 健 | 12番 | 沼倉 | 倉 | 孝 | 太 |
| 3番 | 有村 | 俊彦 | 13番 | 西原 | 岡 | 幸 | 子 |
| 4番 | 大源 | しよ | 14番 | 坂 | 田 | 伴 | 昭 |
| 5番 | 高波 | 正 | 15番 | 越 | 間 | 正 | 久 |
| 6番 | 白橋 | 正 | 17番 | 木 | 智 | 一 | 賢 |
| 7番 | 山井 | 正 | 18番 | 前 | 村 | 賢 | 憲 |
| 8番 | 山崎 | 直 | 19番 | 府 | 田 | 一 | 郎 |
| 9番 | 吉岡 | 俊 | 20番 | | 川 | 夫 | |
| 10番 | 岩隈 | 千 | | | | | |

○説明のため出席した者

| | | | | |
|--------------|---|---|---|---|
| 広域連合長 | 加 | 山 | 俊 | 夫 |
| 副広域連合長 | 富 | 田 | 幸 | 宏 |
| 事務局長 | 柳 | 澤 | 和 | 也 |
| 会計管理者・ | | | | |
| 総務課担当課長兼会計課長 | 渡 | 邊 | 藤 | 夫 |
| 資格保険料課長 | 細 | 野 | 昭 | 正 |
| 給付課長 | 村 | 田 | 典 | 久 |

○職務のため出席した者

| | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|---|----|---|---|---|
| 書記長 | 鈴 | 木 | 鎮 | 夫 | 書記 | 岡 | 部 | 茜 |
| 書記 | 西 | 村 | 明 | 子 | 書 | 佐 | 久 | 徹 |

【臨時議長の選出】

○事務局長（柳澤 和也君）

皆様こんにちは。事務局長の柳澤でございます。

定刻となりましたので、議事日程表第 1 号、日程第 1、臨時議長の選出に入らせていただきます。

本日は、本広域連合議会の議員選挙後、最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

ただいまの出席議員中、年長議員でいらっしゃいます木村賢一議員に臨時議長をお願いいたします。

それでは 木村議員、臨時議長席に御着席をお願いいたします。

○臨時議長（木村 賢一君）

皆様、こんにちは。

ただいま御紹介をいただきました、木村賢一でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。失礼ではございますが、着席して進行させていただきます。

ただいまの出席議員は、18名でございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから、平成29年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第 2 回定例会を開会いたします。

本日は、議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めていますので、御報告いたします。

お手元に配付いたしました、議場配付資料①の 1 ページの議事日程表第 1 号により順次御審議いただきますので御了承願います。

【広域連合長挨拶】

○臨時議長（木村 賢一君）

それでは、日程第 2、広域連合長挨拶を行います。広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。加山広域連合長。

○広域連合長（加山 俊夫君）

広域連合長の加山でございます。開会にあたり、一言、御挨拶を申し上げます。

皆様には、日ごろから、後期高齢者医療制度の運営に御理解と御協力を賜わり、深く感謝を申し上げます。

平成20年 4 月に発足しました後期高齢者医療制度は今年10年目を迎え、本広域連合の被保険者数は、現在103万人を超えております。また、平成28年度の保険給付費は約7,880億円となっております。今後も、後期高齢者医療制度を持続可能なものとしていくためには、医療費の抑制を図ることが必要です。平成28年度から平成33年度を計画期間とする「第 3 次広域計画」に

おきましては、医療費の適正化や被保険者の健康の保持増進を図る保健事業に取り組むこととしており、引き続き市町村と緊密に連携を図り、推進していく所存でございます。皆様にも、御理解、御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日は、平成28年度一般会計、特別会計の決算認定議案などを上程しております。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。私からのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

【仮議席の指定】

○臨時議長（木村 賢一君）

これより会議に入ります。

日程第3、仮議席の指定を行います。仮議席は、ただいま御着席の議席を指定いたします。

【議長の選挙】

○臨時議長（木村 賢一君）

次に、日程第4、選挙第1号、議長の選挙を行います。

議長の選挙は、広域連合規約第10条第1項の規定により行うものでございます。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、臨時議長による指名推選にしたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、臨時議長が指名することに決定いたしました。本広域連合議会議長に黒川勝議員を指名いたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって黒川勝議員が、議長に当選されました。

黒川勝議員が議長におられますので、当選を告知いたします。

以上で、私の臨時議長の職務は終了いたしましたので、議長と交代いたします。

それでは、黒川議長、議長席をお願いいたします。

○議長（黒川 勝君）

ただいま、御推挙いただきまして、議長という要職につかせていただくことになりました黒川勝でございます。

皆様方の御指導と御協力を得ながら、議会の運営を円滑に行っていくよう努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【副議長の選挙】

○議長（黒川 勝君）

それでは、お手元に配付しました議長配付資料①の3ページの議事日程表第2号により順次

御審議いただきますので、御了承願います。

それでは、日程第5、選挙第2号、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、議長による指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、議長が指名推選することに決定いたしました。本広域連合議会の副議長に、府川輝夫議員を指名いたします。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって 府川輝夫議員が副議長に当選されました。府川輝夫議員が議場におられますので、当選を告知いたします。

ここで、当選されました府川輝夫副議長から御挨拶をお願いいたします。

府川輝夫副議長。

○副議長（府川 輝夫君）

ただいま御指名いただきました 府川輝夫でございます。

副議長の要職につくことになりましたことは、誠に光栄に存ずるとともに、その責任の重大さを痛感している次第でございます。

黒川勝議長の補佐として、議会が円滑に運営されるよう努めてまいりますので、皆様方の御協力を賜りますようお願いを申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。

○議長（黒川 勝君）

ありがとうございました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について】

○議長（黒川 勝君）

次に、日程第6、神奈川県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

本件は、議会運営委員会条例第5条の規定により、私から指名いたします。

お諮りいたします。お手元に配付いたしました議場配付資料①の5ページ議会運営委員会委員名簿案のとおり、8人の議員を指名したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました8人の議員を、議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

議会運営委員会条例第7条の規定により、正副委員長の選任等を行うため、ただいまから、4C会議室にて議会運営委員会を開催します。本会議は暫時休憩いたします。

午後 2 時40分 休憩

午後 2 時54分 再開

【正副委員長互選の報告】

○議長（黒川 勝君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中に議会運営委員会が開かれました。正副委員長の互選の報告がありましたので、書記に報告させます。

○書記長（鈴木 鎮夫君）

御報告いたします。議会運営委員会委員長、渡辺光一議員、副委員長、越智一久議員、以上でございます。

○議長（黒川 勝君）

ありがとうございました。

【議席の指定】

○議長（黒川 勝君）

次に、日程第 7、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定により、定例会資料の資料 2 にございます議席表のとおり、私から指定いたします。

【会議録署名議員の指名】

○議長（黒川 勝君）

次に、日程第 8、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 87 条の規定により、4 番、大山しょうじ議員、及び 8 番、山崎直史議員を私から指名いたします。

【会期の決定】

○議長（黒川 勝君）

次に、日程第 9、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

【諸般の報告】

○議長（黒川 勝君）

次に、日程第10、諸般の報告を行います。

定例会資料の資料3及び議場配付資料②の1ページにございます例月現金出納検査の結果についてのとおり、平成29年1月分から平成29年6月分までの例月現金出納検査が実施され、その結果について監査委員から議長あて報告がありましたので、私から御報告申し上げます。

【一般質問】

○議長（黒川 勝君）

次に、日程第11、一般質問を行います。

一般質問は、本日配付いたしました議場配付資料②の5ページにあります一般質問発言通告表のとおり、既に通告されておりますので、登壇して発言を願います。

また、質問、答弁とも簡明にさせていただき、進行を図りたいと思いますので、御了承の上、御協力をお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

有村俊彦議員から通告がありましたので、発言を許します。

有村俊彦議員。

○3番議員（有村 俊彦君）

横浜市より選出されております有村俊彦です。

私からはまず、委託の推進による職員数の考え方について伺います。後期高齢者医療制度の発足以来、神奈川県の後期高齢者は増加を続け、平成28年度には100万人を突破しました。医療費をまかなう特別会計の予算規模は、平成29年度には8,700億円に膨らんでいます。広域連合の第3次広域計画では、被保険者数は今後も確実に増加し、2025年問題といわれる、平成37年には150万人近くに、総医療費については1兆5,000億円近くになると推定しています。増大する被保険者と医療費に伴う膨大な事務処理、医療費抑制という大きな課題に対等していくにはこれまで以上に民間の力を活用することで、現在の執行体制や職員配置を再考し、効率的に事務事業を進めていく必要があると考えております。第3次広域計画では、「今後の方向性として費用対効果を考慮しながら医療費の適正化に取り組む」や、「民間委託による業務の効率化を進める」などの方向性が示されておりますが、具体的な数値目標や、委託化による職員数の方向性などまでは記されておられません。そこでまず、費用対効果を考え委託を進めることによる、職員数の見直しの考え方について伺います。

また、広域連合は、被保険者証の発行、医療費などの支払い、保険料の賦課・減免のほか、医療費適正化の取り組み、保健計画の計画・実施、電算システムの管理など、個人情報を伴うさまざまな業務を行っています。その中には、本来、広域連合の職員が担うべき公的な業務と、単なる処理業務や、民間の方が熟知している専門業務など、まだまだ民間委託した方が望ましい業務があると考えております。本来、広域連合の職員が自ら行うべき業務は、管理・判断が

必要な責任業務であり、単なる作業人員として業務を行うべきではありません。ここで、今一度現業の各業務を棚卸しして、本来広域連合として担うべき業務を整理し、今後の効率的な執行体制につなげていただきたいと思います。そこで、広域連合が担うべき公的業務を見直す必要があると考えますが、見解を伺います。

次に、広域連合職員の人事評価について伺います。広域連合は100万人を超える被保険者に関わる業務と、県と県内19市から派遣されている45人の職員で担っていると伺っています。関係法令の習得は必須であり、個人情報を取り扱う業務や、医療費の支払い、保険料の賦課といった、被保険者の権利義務にかかわる業務もあり、正確かつ精度の高い仕事が求められています。過去には第3セクターや、年金機構など、主体者不在の組織による不祥事が相次いで起こりました。広域連合はこれらの組織とはもちろん異なりますが、数年で派遣元に戻るようになる中、重要な業務を担う各地方自治体から派遣された優秀な職員の皆さんには、やりがいを持って日々の業務にあたり、スキルを高めていただきながら能力を最大限発揮していただきたいと思っております。そこで、広域連合として、職員のモチベーションを維持するためにどのような取り組みを行っているのか伺います。

また、職員の派遣人数は自治体の規模に応じており、1人または2人の派遣が多いと伺いました。派遣元の自治体を離れて業務を行っていることから、広域連合での業務努力やその成果が派遣元の自治体に伝わりにくいのではないかと心配しております。広域連合での仕事の成果は、ぜひ人事費負担をしている派遣元の自治体へ評価として還元していくべきであり、そのことが職員のモチベーションの維持につながると考えます。そこで、職員の人事評価を各市町村と連携することが重要と考えますが、見解を伺います。

職員の皆さんがいきいきと業務を行い、広域連合として効率的・効果的な執行体制が整備され、ますます県民の皆さんに寄り添った信頼される組織となることを期待し、私の質問を終わります。

○議長（黒川 勝君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。

加山広域連合長。

○広域連合長（加山 俊夫君）

有村俊彦議員の御質問に逐次お答え申し上げたいと思います。

初めに、委託を進めることによる職員数の見直しについてでございますが、本広域連合では被保険者数が毎年4万人から5万人増加しており、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、更なる増加が見込まれます。また、第三者求償や保健事業など、今後取組みを強化すべき事業もございます。このように、量的にも、分野的にも増大する業務を効率的に実施するためには、職員の増員と委託事業の拡充が必要と考えます。

次に、業務の見直しに対する見解についてでございますが、本広域連合では、これまでも業務の委託化にあたっては、個人情報の取扱いに留意し、個人情報保護審査会のご意見を賜りながら委託を推進してまいりました。今後、被保険者がさらに増大することから、医療費の適正

化に向けたレセプト点検や重症化予防に対する取組みの委託化など、費用対効果を考慮しつつ、引き続き委託の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、職員のモチベーション維持についてでございますが、広域連合は、県及び各市からの派遣職員で構成されているため、「派遣元の代表」という意識を持った職員が多く、高いモチベーションで業務に従事していると認識しております。また、国や医療保険関連団体などが主催する研修等に積極的に参加するよう促し、自己啓発について推奨しております。また、個々の職員が派遣元から孤立することのないよう派遣元自治体に定期的に帰庁し、情報の共有を図るよう努めております。

次に、人事評価の派遣元各市との連携についてでございます。議員ご指摘のとおり、各職員の広域連合での仕事ぶりが派遣元自治体において正当に評価されることは、大変重要であるとと考えております。そこで、本年6月には各市の人事所管課を訪問し、人事評価について実施方法や評価の仕方について認識の共通化を図ったところでございます。人事評価に当たっては、派遣元各市で使用する人事評価書を本広域連合の管理職が記載することを基本に考えておりますが、市によって評価の仕方も異なることから、派遣元との連携を密に行い、各職員の実績等が適切に評価されるよう対応してまいりたいと思っております。

以上、お答えをいたしました。

○議長（黒川 勝君）

有村議員。

○3番議員（有村 俊彦君）

2つ目の質問への答弁ですが、第3次広域計画に書いてあることをそのままぞっただけでございまして、私はそれを受けまして、その先の部分、より一層見直す必要があるのではというところでの答弁を期待しておりましたので、もしその先の部分が何かあればもう一度質問させていただきます。

それから、最後の答弁でちょっとはつきりわからない部分がありまして、私が事前に聞いているところでは、すべての市に対して評価は伝えていないということをお聞きしていきまして、問い合わせがあった市のみ答えているのが現状だと聞いております。そこで、すべての市に対して広域連合として評価をしたものをお伝えするべきだということについてのご見解を伺って、質問を終わります。

○議長（黒川 勝君）

ただいまの質問に対し、事務局より答弁をお願いします。

柳澤事務局長。

○事務局長（柳澤 和也君）

ただいまご質問をいただきました、1つ目といたしましては、第3次広域計画に書いてあります委託の推進について更なる進め方というところでございますが、今行っている委託事業のほかにはできるものがないかというのも含めて、重症化予防等、特に保険事業の方に力を入れる部分の委託化、更には専門的な職員を配置できるかどうかを含めて、検討しております。また、

被保険者がかなり増えておりますので、どうしても追いつかない部分が業務的に多くなってきます。業務を更にコンパクトにまとめるのか、職員を増やすのか、委託するのか、どのようにすればうまく回っていくのかということについて、今検討を進めております。これだけ規模が大きい広域連合は、東京都、神奈川県とあとは大阪府ぐらいしかございませんので、どこまでできるのかというのはありますが、引き続き、なるべく費用対効果をよく考えた上で、更に委託化を進めていきたいと考えております。

次に、すべての職員の人事評価についてでございますが、職員を派遣している全ての市の人事課に出向き、お話をさせていただきました。各市で評価の仕方が違うということはございますが、必ず各職員全員について、各市が使っている人事評価書を使って評価するのか、あるいは違ったものがあるのかということで、今連絡を取り合っております。今年度中にまとめて評価をしていきたいと考えておりますので、今年度から、全職員に対して一定の評価ができるものと考えております。

○議長（黒川 勝君）

有村議員、よろしいでしょうか。

次に、白井正子議員から通告がありましたので、発言を許します。

白井正子議員。

○7番議員（白井 正子君）

横浜の日本共産党の白井正子です。

まず、保険料軽減特例についてです。2008年に後期高齢者医療制度が始まった際に高い保険料負担に対し反対運動があり、本則の軽減に加えて特例的に導入されたものです。恒久的措置と言われたにもかかわらず、原則廃止が決まり、今年度から段階的な軽減の縮小が始まりました。所得割は5割軽減が2割軽減に、また、元被扶養者の9割軽減が7割軽減になり、保険料が大きく引きあがりました。年金天引きの方は10月支給から天引き額が跳ね上がります。この軽減特例について、今回の廃止・縮小で影響を受ける本広域連合での軽減特例項目ごとの被保険者数と影響額を伺います。

2つ目は、高齢者の暮らしぶりについてです。低所得層が対象となる被扶養者を除いた均等割、9割軽減の対象者は2015年度に全国に340万9,000人、被保険者比19.7パーセント、神奈川は18万2,000人、19.3パーセントと、全国の割合とほぼ同等となっています。これまで広域連合長の答弁では、本広域連合の被保険者の平均所得額は全国的には東京都に続く2番目、所得に対しての保険料の負担割合は全国で低い方から3番目として、所得水準が相対的に高く負担割合は低いことを強調されていますが、最も被害・影響を受ける低所得層の存在は全国比と変わりなく、当然全国並みの保険料負担が伴います。軽減特例が導入されてからこの間年金は目減りし、所得状況は改善せず、一方で消費税増税、医療・介護の負担も増え続け、今年から軽減特例の廃止が始まったこともあり、高齢者の暮らしぶりは軽減特例導入時と今日とを比べるとかなり苦しくなっていると思っておりますが、連合長の見解を伺います。

3つ目は、社会保障削減路線についてです。こうした低所得層に輪をかけて負担増を押し付

けようとしているのが、社会保障改革イコール国庫負担の削減という考え方による安倍政権の社会保障削減路線です。経済財政再生計画で医療・年金・介護・生活保護について工程表に沿った削減です。今年度の社会保障予算は医療では75歳以上の軽減特例縮小、70歳以上の高額療養費月額上限額引き上げ、65歳以上の長期療養入院居住費引き上げ、介護保険でも高額介護サービス費月額上限引き上げがあり、高齢者医療と介護に負担増が集中しています。来年度は医療・介護の同時の報酬改定、障害福祉の制度改定にあたるため、本来なら社会保障予算の大幅拡充が必要となるところですが、社会保障費、自然増の伸び、6,300億円を1,300億円削り、5,000億円まで縮小する枠がすでに決められ、削減路線は続きます。これでは負担増に耐えられない人が出るのは必至です。社会保障削減路線を拡充路線に転換することが求められていると思いますが、見解を伺います。

4つ目は、国からの調整交付金についてです。今年度は次期2018・19年度の保険料確定の年です。医療保険は社会保障ですから国の責任と財政負担が基本となるものですが、後期高齢者医療保険では年々加入者負担と現役世代の支援が増える結果となっています。本広域連合は国からの調整交付金が減額されている分、保険料が引きあがる要因になっています。2016年度から国民健康保険も後期高齢者医療保険も保険者努力を国が採点し、調整交付金を重点配分する保険者インセンティブ制度が始まっており、調整交付金が性格を変えつつあります。2016年度は本広域連合に6,300万円入っていると聞いていますが、保険者インセンティブ制度に使われている国の調整交付金の規模はどうか伺います。また、全国協議会として、大都市部を含む保険者に調整交付金の不利益が生じないよう拡充を図ることを要請し続けることが重要だと考えますが、併せて考えを伺います。

5つ目は、県・市町村の財政負担についてです。全国的には保険会計への公費投入として県・市町村にも一定の財政支援を求めているところもあります。具体的には東京都・岩手県・滋賀県などがあり、東京都広域連合では財政安定化基金拠出金や審査支払手数料、葬祭費、保険事業等の経費を市区町村に委ねるなど、保険料算出根拠から除外し、保険料負担を軽減しています。本広域連合でも必要だと考えますが、見解を伺います。

6つ目は、高齢者1人ひとりの生きがいのためにも医療費削減のためにも、健康寿命の延伸が重要です。次期データヘルス計画の実効性アップ、市町村が行う健康診査や広域連合独自に行う歯科健診の推進が健康維持、重症化防止に有効です。広域連合と市町村の連携で推進するために、国の財政負担によって広域連合事務局内への保健師など専門職の配置が必要です。どうでしょうか。

最後は、高齢者医療保険制度のあり方についてです。公的医療費削減が主眼に置かれ、地域包括ケアシステムの構築が推進される中で入院難民や看取り難民の増加が懸念されます。そこで、個人の尊厳が確保される高齢者医療のあり方を国民的議論にしていくことが求められています。その一環として、後期高齢者医療保険制度は一旦廃止し、老人保険制度に戻し、国民的議論とする必要があると考えますが、見解を伺って終わります。

○議長（黒川 勝君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。

加山広域連合長。

○広域連合長（加山 俊夫君）

白井議員の御質問にお答え申し上げたいと思います。

初めに、軽減特例見直しの影響についてでございます。被用者保険の被扶養者であった方の均等割額につきましては、9割軽減のまま影響のない方は1万7,300人でございます。9割軽減から8.5割軽減になる方は8,300人で、年間保険料額が4,342円から6,514円となります。9割軽減から7割軽減になる方は2万8,000人で、年間保険料額が1万3,028円となります。また、所得割軽減の5割軽減から2割軽減になる方は被保険者全体の8パーセントで、たとえば、収入が年金収入のみで211万円の方は、所得割額の年間保険料額が、2万5,114円から4万182円となります。

次に、高齢者の負担増に対する認識についてでございますが、軽減特例の見直し等につきましては、高齢者の皆様が安心して医療を受けられる持続可能な医療保険制度が求められている中で、「世代間・世代内の公平性」や「負担能力に応じた負担」の観点から見直しがなされたものでございます。費用負担に関しましては、急激な少子高齢化の進展等に伴い、社会保障給付費が増大していることから、高齢者に限らず、全世代で医療や介護の負担が増加しているものと認識しております。

次に、国の社会保障費についてでございますが、国の「経済・財政運営と改革の基本方針2015」では、社会保障関係費の実質的な増加が高齢化による増加分に相当する伸びとして、3年間で1兆5,000億円程度となっていることを踏まえ、平成30年度まで年間5,000億円程度とすることを目安としています。一方、30年度予算に当たっての基本的な方針では、年金・医療等に関する経費は、高齢化等に伴う増加額として6,300億円を加算した額が上限額として示されています。「経済・財政再生計画」に掲げられた社会保障分野の改革項目を実行することは、経済再生と財政健全化及び制度の持続可能性を確保する上で、必要な施策と理解しております。

次に、後期高齢者医療の調整交付金についてでございますが、高齢者の健康寿命の延伸に向けた保健事業の実施に対して、各広域連合に保険者インセンティブとして特別調整交付金が交付されるものでございます。この保険者インセンティブに係る国の予算は、平成28年度は20億円、29年度は50億円と伺っております。また、全国の広域連合で構成される全国後期高齢者医療広域連合協議会の普通調整交付金に関する要望についてでございますが、この普通調整交付金の機能は、被保険者に係る所得の格差による、広域連合間の財政の不均衡を是正するために設けられているもので、必要な制度であると考えております。

次に、県や市町村からの財政支援についてでございますが、法定の負担に加えて、県や市町村が、本広域連合に更なる財政支援をすることは、県民の皆様の新たな負担増につながることから、財政支援を求めることは困難であると考えております。

次に、保健師等の専門職の配置についてでございますが、保健事業を推進する上で、保健師

等の専門職の配置が重要であることについては認識しております。国においても、保健事業の取組みを支援するための仕組みとして、保険者インセンティブを平成28年度から開始しており、専門職の配置など保健事業の実施のために必要な体制を整備した場合には、特別調整交付金として財政支援がなされることとなりました。保健師等の専門職の方々は、企業や自治体等でニーズが高まっており、有用な人材を確保することは大変厳しい状況ではございますが、専門職の配置に向けて、努力してまいりたいと思っております。

次に、従前の老人保健制度に戻すことについてでございます。後期高齢者医療制度は、若者と高齢者の皆様の費用の分担ルールを明確化するなど、老人保健制度の問題点の解決を図り、高齢者医療を社会全体で支えるという観点に立って設けられた制度でございます。発足後10年目を迎え、定着もしておりますことから、今後も維持すべきであると考えております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（黒川 勝君）

白井議員、よろしいでしょうか。

【平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について】

○議長（黒川 勝君）

次に、日程第12、認定第1号、平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

柳澤事務局長。

○事務局長（柳澤 和也君）

認定第1号について、御説明申し上げます。

平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定についてですが、地方自治法第292条において準用する、同法第233条第3項の規定に基づき、115ページの資料4の12にございます監査委員の審査意見書を付けまして、議会の認定をいただくため、提案するものでございます。

次に、13ページの資料4-1「平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計決算の概要」を御覧ください。一般会計の決算については、この資料により、御説明させていただきます。

初めに、1の「平成28年度決算と財政の状況」でございます。平成28年度決算は、収入総額31億396万円、支出総額26億8,066万円、収支差引合計額は4億2,329万円となりました。

次に、2の「歳入について」でございますが、(1)の「総括表」に記載のとおり、全体としては前年度と比べ、8億8,088万円増となりましたが、これは、繰入金や諸収入が大きく伸びたことが要因でございます。(2)の「歳入の主な内訳」を御覧ください。市町村負担金20億6,728万円は、県内市町村からの共通経費負担金です。国庫支出金3億4,564万円は、国から

の特別調整交付金や事業費の補助金です。繰入金 3 億 4,384 万円は、2 年ごとに更新している被保険者証の更新経費を積み立てていた基金から繰り入れたものでございます。諸収入 2 億 8,014 万円は、31 年度に予定されている標準システムの機器更改に向け、積み立てていた積立金の返還金でございます。

次に、3 の「歳出について」でございますが、(1) の「総括表」に記載のとおり、全体として前年度と比べ、5 億 2,463 万円増となりましたが、これは、先ほども申し上げました被保険者証の一斉更新経費が主な要因でございます。(2) の「歳出の主な内訳」でございますが、電算システム関係費は 8 億 754 万円で、標準システムの管理運用等に係る経費です。医療費適正化事業費は 4 億 2,696 万円で、資格過誤の点検、診療報酬明細書点検等の経費でございます。広域連合事業費負担金は 3 億 3,481 万円で、広域連合事務局職員の人件費を、派遣元各市に支出している経費でございます。給付関係事業費は 2 億 9,127 万円で、高額医療費、高額介護合算療養費等の支給に必要な経費でございます。

次に、14 ページをご覧ください。4 「剰余金の状況」でございますが、28 年度の歳入歳出差引残額 4 億 2,329 万円で、29 年度に国に返還する調整交付金の精算分を減じ、28 年度末の基金残高を加えました 6 億 6,961 万円が、現段階での剰余金となっております。

次に、5 「基金の状況」につきましては、先ほど御説明しましたとおり、平成 28 年度は被保険者証一斉更新費用に充てるために取り崩しを行ったため、2 億 5,649 万円が残高となっております。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒川 勝君）

これより討論に入ります。

認定第 1 号について、白井正子議員から通告がありましたので発言を許します。

白井正子議員。

○7 番議員（白井 正子君）

認定第 1 号、平成 28 年度一般会計決算認定について討論を行います。

議会会場はこれまでホテル内などでした。経費節減の点から改善を求めてきたところ、昨年より公的施設の開催となったことは評価です。一方人口 900 万人を超え、33 市町村ありながら議員定数はわずか 20 名。全市町村が支援金や拠出金を出していても、全てから代表者を出していないという問題があり、議会が住民から遠い存在です。全ての市町村議会から議員が選出されるよう、引き続き定数改善を求めるものです。また個人情報の漏洩が大問題になっているマイナンバー制度の活用・運用は中止すべきです。以上をもって一般会計決算認定に反対し、討論とします。

○議長（黒川 勝君）

以上で討論を終結します。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。認定第 1 号について賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって本件は、認定することに決定しました。

【平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について】

○議長（黒川 勝君）

次に、日程第13、認定第2号、平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

事務局に説明を求めます。

柳澤事務局長。

○事務局長（柳澤 和也君）

認定第2号について、御説明申し上げます。

平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてですが、地方自治法第292条において準用する同法第233条第3項の規定に基づき、115ページの資料4の12にございます監査委員の審査意見書を付けまして、議会の認定をいただくため、提案するものでございます。

次に、15ページの資料4-2「平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の概要」を御覧ください。

初めに、1の「平成28年度決算と財政の状況」でございます。平成28年度決算は収入総額8,314億684万円、支出総額8,057億3,254万円で、収支差引合計額は256億7,430万円となりました。

次に、2の「歳入について」でございますが、(1)の「総括表」に記載のとおり、歳入全体としては、前年度と比べ、273億1,060万円、3.4パーセントの増となりました。(2)の「歳入の主な内訳」ですが、支払基金交付金3,433億5,948万円は、現役世代からの支援金です。国庫支出金2,378億9,053万円は、療養給付費等の負担金や調整交付金等です。保険料納付金913億7,636万円は、市町村が徴収した現年度分及び滞納繰越分等の保険料納付金です。市町村支出金735億2,369万円は、療養給付費等の市町村負担金です。県支出金649億3,673万円は、療養給付費等の県負担金です。

次に、16ページをご覧ください。3の「歳出について」ですが、(1)の「総括表」に記載のとおり、歳出全体としては、前年度と比べ、136億5,511万円、1.7パーセントの増となっております。(2)の「歳出の主な内訳」につきましても、保険給付費が7,879億9,736万円で、被保険者の疾病、負傷に関する必要な給付費等となっております。なお、参考に、平均被保険者数、療養給付費等及び一人当たり医療費の推移を記載しましたので、後程御確認いただければと存じます。なお、ページの一番下、保健事業費は24億3,832万円で、市町村への健康診査事業への補助及び歯科健康診査事業の経費でございます。

次に、17ページを御覧ください。4「財政運営期間の状況」でございます。平成28年度は、

財政運営期間の1年目にあたります。保険料収入額等の歳入については、概ね保険料算定時の見込みどおりとなっています。一方歳出に関しては、1人あたりの医療費の伸びが見込みを下回ったことなどから、療養給付費等の金額は見込みよりも約350億円の減となっております。この結果、28年度の収支差引合計額は256億7,430万円であり、全体としては安定した運営が行われていると考えております。

次に、5「剰余金の状況」でございますが、28年度の歳入歳出差引残額に、29年度に返還する補助金等の精算分約180億円を減じ、28年度末の基金残高を加えました132億8,786万円が、現段階での当広域連合の剰余金となります。

次に、6「基金の状況」につきましては、28年度は、保険料軽減措置などとして約71億円を取崩しておりまして、基金残高は、約56億円となっています。

説明は以上でございます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（黒川 勝君）

これより質疑に入ります。

認定第2号について、白井正子議員から通告がありましたので発言を許します。

白井正子議員。

○7番議員（白井 正子君）

認定第2号、平成28年度特別会計決算認定についてですが、保険料を引き上げての財政運営期間1年目の決算であり、認定できない立場から質問します。

2016年度決算の主な特徴は、保険料均等割額が前回から2パーセント、849円増え、4万3,429円、所得割率は4.3パーセント増え、8.66パーセント。一人当たり平均保険料額は1.6パーセント、1,421円増え、9万1,585円と依然として全国第2位の高い保険料となったこと、また、歳入歳出差引残高が256億円もの膨大な額になっていることです。こうした状況を作り出した要因は何か伺います。

次に、保険料算定に重大な影響を与える被保険者数や医療費の伸び予測についてです。予算審議では過大な見積もりがあることを指摘してきましたが、被保険者数は各期間の伸び率に比べ2016・17年度の伸び率はほぼ2倍の伸び率と予測していましたが、予測と実際の伸びはどうか。また、毎年伸びていた一人あたり医療費が2016年度は見込みを下回ったとのことですが、全国や近県の近況、要因をどう考えているのか伺います。

3つ目は、後期高齢者の生活実態についてです。被保険者のうち所得なしの方が半数を超えています。また、75歳以上高齢者のうち後期高齢者医療の対象とならない生活保護制度利用者が2015年度は約3万人で、2年前より約3,000人増えています。高齢者の貧困化が現われていると見ますが、どうでしょうか。

4つ目は、次期保険料算定年度についてです。今年は次期保険料を算定します。保険料算定においては、本広域連合の低所得層の生活実態と政府の社会保障削減の動向を配慮し、加入者が払えるかどうかの視点が欠落してはいけません。今期、全国では引き下げや据え置いたところがある中で、神奈川は引き上がりました。国の制度であっても、剰余金や財政安定化基金の

活用など神奈川独自の裁量でできることがありながら、引き下げ努力が極めて不十分だったと言わざるを得ません。次期保険料を払える額にするために、これまでのような上昇抑制に留まった考え方でなく、剰余金約23億8,000万円の活用はもちろん、前回活用できていない財政安定化基金77億4,000万円を最大限活用して、引き下げ、据え置きすべきですが、考えを伺います。

5つ目は、収納対策及び滞納処分についてです。保険料滞納者は新規で1,400人ほど毎年続いています。市町村による差し押さえが2012年度は69件で、以降毎年増え、2016年度は342件でほぼ5倍です。広域連合として市町村の個別事情を把握していないということですが、保険料が高く払いたくても払えない低所得層の生活実態は深刻です。事情を把握することに努力することより滞納保険料の取り立てに汲々とする姿は、社会保障の理念から乖離していると言わざるを得ません。差し押さえ件数の伸びから見ると、生活維持に無理がかかっているが疑念します。見解を伺います。

6つ目は、短期証の発行についてです。発行数が多い市町村もあり、広域連合として発行することで接触の機会とするとしていますが、実質的には制裁となっています。やめるべきですがどうでしょうか。

7つ目は、保険事業についてです。市町村実施の健康診断の内訳を出しており、実施率は25パーセントで、目標に届いていません。藤沢市は健診の全員受診を目指して呼びかけ受診券を付けて54パーセント、綾瀬市も受診券を付けて52パーセントと高く、市町村の決意と工夫で引き上げられることが示されています。広域連合としても推進の決意を示すことが重要です。考えを伺います。

最後に、広域連合独自事業として2015年から始まっている歯科健診の受診率は、75歳となった対象者9万4,000人のわずか4パーセントです。厚木市の要介護認定者への歯科訪問健診の国のモデル事業を研究するとしておられましたので、その事業内容と実績を伺います。また、歯科健診拡充にむけた方向性がどうなっているのか併せて伺います。

○議長（黒川 勝君）

ただいまの質問に対し、広域連合長より答弁を願います。加山広域連合長。

○広域連合長（加山 俊夫君）

白井議員の御質問にお答え申し上げます。

初めに、保険料についてでございます。平成28年度の厚生労働省の統計によりますと、本県は、全国で高いほうから数えて2番目の所得水準となっていることから、保険料の所得割額が高くなっているものでございます。

次に、歳入歳出 差引残高の256億円についてでございますが、歳入につきましては、保険料収入額など見込みどおりでありましたが、歳出につきましては、被保険者数及び療養給付費等が見込みより減となったことが要因でございます。

次に、被保険者数及び医療給付費の予測と実績についてでございますが、保険料算定時における平成28年度の被保険者数の見込みは100万9,000人に対し、実績は99万4,000人ございま

した。同じく、28年度の医療給付費の見込みは8,187億円に対し、実績は7,837億でございました。また、一人当たり医療費についてでございますが、28年度の速報値といたしましては、近県も含め全国的に減少しております。その要因といたしましては、調剤費の減少率が大きく、薬価改定の影響が大きいものと考えております。

次に、低所得者の方々についてでございます。低所得者の方々につきましては、適正な所得把握により保険料軽減を実施してまいります。

次に、剰余金及び基金の活用による保険料上昇の抑制についてでございますが、剰余金につきましては、平成29年3月末時点での金額となっておりますが、次期保険料の抑制財源として活用したいと思っております。

財政安定化基金についてでございますが、この基金は、本来、保険料が予定した収納率を下回ったときや、予想以上に給付費が膨らんだことなどで生じる資金不足に対応するものであり、保険料上昇を抑制するために活用することは、現時点では、考えておりません。

次に、滞納処分についてでございますが、長期滞納者が増えているため、滞納処分も増えているものと認識しております。保険料の収納の確保については、制度を運営していく上で不可欠であるとともに、被保険者間の負担の公平を図り、支援金等を負担している現役世代の理解を得る観点からも重要でございます。従いまして、支払い能力があるにもかかわらず、特別な事情もなく、督促や再三の催告等によっても長期にわたり滞納している被保険者につきましては、その納付資力を見極めた上で、法令の基準により、適正な滞納処分が行われているものと考えております。

次に、短期証の発行についてでございますが、短期証は保険料を滞納している被保険者との納付相談の機会を増やし、保険料の納付につなげるために交付しているものでございます。また、生活状況の確認及び無理のない納付計画の策定など、収納対策として今後とも必要なものと考えております。短期証の有効期間は6か月間と通常の被保険者証より短いという違いはありますが、医療を受ける機会を抑制するものではないと認識しております。

次に、健康診査についてでございます。健康診査は、疾病の早期発見、早期治療により、医療費の抑制が見込まれますことから、有効な取組事例について、情報の共有を図るなど各市町村との連携に努めてまいります。また、データヘルス計画では、平成29年度において、受診率の目標値を27パーセントとしているため、目標達成に向け、受診率向上の取組を強化してまいります。

次に、歯科健診についてでございます。厚木市が平成27年度からモデル事業として始めました要介護認定者への訪問歯科健診は、対象者へ案内を送付し、勧奨を行うもので、希望者は実施医療機関との電話問診を行った後、訪問健診を受けるものでございます。訪問健診の対象となった希望者数は、27年度が6人、28年度が10人で、ほぼ全員から歯周疾患が見つかり、治療につなげることができたと評価しております。厚木市での取組みを、各市町村に対し情報共有してまいりたいと思っております。歯科健診により、口腔内疾病の改善が図られ、健康寿命の延伸や医療費の抑制も期待できることから、今後も受診率の向上などに努めてまいりたいと思

っております。

以上、お答えを申し上げます。

○議長（黒川 勝君）

よろしいでしょうか。

再質問ですか。では白井正子議員。

○7番議員（白井 正子君）

次期保険料は、払うのに無理のない、払える保険料に設定していただくことが必要です。お答えの中で、決算の差引残高が膨大なものになっている、それは被保険者数と医療費の見込み減となったこととお話されていましたが、やはり過大な見込みではないようにしていただかなければ、保険料は上がることになると思います。改めてその過大見込みをやめるべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（黒川 勝君）

事務局より答弁を願います。柳澤事務局長。

○事務局長（柳澤 和也君）

ただいまの再質問に対してお答えいたします。結果過大になってしまった被保険者数につきましては、今後各市町村から直接住民基本台帳を基にした各年代の人数を把握いたしまして、より精度の高い被保険者数の見込みを算定すべく今現在取り組んでおりますので、次期保険料率においては、今までよりも精度の高い被保険者数の見込みになるように努力しているところでございます。また、医療費につきましては、最近特に高額な薬剤が出回っていたところもありまして、薬剤の調剤費がかなり伸びていたというところもありましたので、国の方も薬価改定という中で適正化されていくと思っておりますので、情報収集を引き続き適正にできるように努力し、できるだけ適正な数値に近づくように努力をしてみたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（黒川 勝君）

よろしいでしょうか。ないようですので、質疑を終結します。

これより、採決に入ります。

お諮りいたします。認定第2号について賛成の皆様の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。よって本件は、認定することに決定しました。

【神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて】

○議長（黒川 勝君）

次に、日程第14、同意第1号、神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、「自己の一身上に関する事件については、その議事に参

与することができない」とありますので、9番、吉岡俊祐議員の退席を求めます。

(吉岡議員 退席)

事務局に提案理由の説明を求めます。

柳澤事務局長。

○事務局長（柳澤 和也君）

同意第1号について、提案理由を御説明申し上げます。

議場配付資料②の9ページを御覧ください。広域連合議員のうちから選任している監査委員の任期満了に伴い、新たに吉岡俊祐議員を監査委員に選任いたしたく、御提案申し上げます。

吉岡議員の略歴は、11ページの履歴書のとおりでございまして、監査委員の適任者と存じます。選任について、議会の御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（黒川 勝君）

同意第1号について、質疑及び討論の通告はありませんでしたので、これより採決に入ります。

お諮りいたします。同意第1号について、賛成の皆様の起立を求めます。

(賛成者起立)

総員起立であります。よって本件は同意することに決定しました。

退席中の吉岡俊祐議員の入場を許可します。

(吉岡議員 入場)

ただいま選任同意をしました監査委員の吉岡俊祐議員から、御挨拶をお願いします。

吉岡俊祐議員。

○9番議員（吉岡 俊祐君）

ただ今、議員の皆様方から御賛同をいただき監査委員に就任しました吉岡俊祐でございます。8,000億円を超える広域連合の財政運営についての監査の必要性和重要性、さらに責務の重さを深く認識し、誠実かつ公正な立場から、監査委員という職務を全うしてまいりたいと存じます。

簡単ではございますが、監査委員就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（黒川 勝君）

ありがとうございました。

【陳情】

○議長（黒川 勝君）

次に、日程第15、陳情第3号、後期高齢者医療保険料の特例軽減の見直しの中止を求める意見書提出と、県として軽減措置を講じることを求める陳情について議題といたします。

お手元に配付いたしました議場配付資料②の13ページを御覧ください。本1件につきましては慎重な審査が必要なため、会議規則第136条及び第141条に基づき、議会運営委員会に付託い

たします。

この際、付託案件審査のため、暫時休憩いたします。

午後 3 時 55 分 休憩

午後 4 時 5 分 再開

【委員会報告（陳情第 3 号）】

○議長（黒川 勝君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第15、陳情第3号について、議会運営委員会へ付託いたしましたので、委員長より報告を求めます。

渡辺議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（渡辺 光一君）

ただいま議題となりました陳情第3号について、議会運営委員会における審査の結果を御報告申し上げます。

お手元に配付いたしました議場配付資料③の1ページを御覧ください。

委員会にて審査のうえ採決を行いましたところ、賛成なしで不採択すべきものと決定いたしました。以上で御報告を終わります。

○議長（黒川 勝君）

ありがとうございました。

ただいま、議会運営委員会委員長より議会運営委員会における審査の結果について報告がありましたが、本件については、白井正子議員より討論の通告が出ておりますので、発言を許します。

白井正子議員。

○7番議員（白井 正子君）

陳情は社会保障推進協議会から提出され、軽減の見直しの中止を求める意見書提出と、県として軽減措置を求める内容です。趣旨は、軽減特例がなくなれば低所得高齢者の保険料負担が増加することになり、高齢者の高額療養費、高額介護サービス費、入院時の光熱水費などの負担増が併せて実施され、高齢者の生活が苦しくなることは明らかとし、7月に新たな保険料の通知がされ「高すぎる保険料には耐えられません」という声が寄せられて、保険料決定に対する不服審査請求の取組みを開始したとしています。まさに、高齢者の生の声を掴んだ上での陳情ですから、採択すべきです。以上です。

○議長（黒川 勝君）

以上で討論を終結します。

これより、採決に入ります。陳情第3号については、議会運営委員会では、不採択であります。報告のとおり不採択とすることに、賛成の皆様は起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって本件は、不採択とすることに決定しました。

【閉会中継続審査】

○議長（黒川 勝君）

次に、閉会中継続審査について、議題といたします。

お手元に配付いたしました議場配付資料③の5ページを御覧ください。

ただいま議会運営委員会から、議会運営等について、閉会中継続審査の申し出がありましたので、お諮りいたします。

本件につきましては、議会運営委員会申し出のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって本件は、議会運営委員会申し出のとおりとすることに決定いたしました。

【議決事件の字句及び数字等の整理】

○議長（黒川 勝君）

この際、お諮りいたします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句その他整理を要するものについては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に御一任願いたいと思います。これに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、本定例会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上をもちまして、定例会に付議された議案の案件の審議は 全て終了いたしました。

【閉会の挨拶】

○議長（黒川 勝君）

最後に、広域連合長から発言を求められておりますので、許可いたします。

加山広域連合長。

○広域連合長（加山 俊夫君）

上程させていただきました議案につきまして、御審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。

私の広域連合長としての任期は明日で満了となります。皆様からの御指導や議会運営に御協力いただき、2年間無事に務めることができました。この場をお借りして、深く感謝申し上げます。

次期広域連合長は、川崎市の福田市長が務められます。議員の皆様には、今後とも、後期高齢者医療制度への変わらぬお力添えをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会のあいさつとさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

○議長（黒川 勝君）

これもちまして、平成29年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会を閉会いたします。

長時間にわたり、御協力いただき、ありがとうございました。

午後4時10分 閉会

○議決結果

| 議案 | 件名 | 結果 |
|-------|---|-----|
| 認定第1号 | 平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算認定について | 認定 |
| 認定第2号 | 平成28年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について | 認定 |
| 同意第1号 | 神奈川県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任につき同意を求めることについて | 同意 |
| 陳情第3号 | 後期高齢者医療保険料の特例軽減の見直しの中止を求める意見書提出と、県として軽減措置を講じることを求める陳情 | 不採択 |

上記会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

臨時議長 木村賢一
 議長 黒川勝
 議員 大山しょうじ
 同 山崎直史